

令和6年12月4日（水曜日）

議事日程 第1号

令和6年12月4日（水曜日）午前 9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番・3番）
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 陳情文書表について
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第50号 川場村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第51号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員の予備運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第52号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
 - 日程第 9 議案第53号 訴えの提起について
 - 日程第10 議案第54号 財産の取得の追認について
 - 日程第11 議案第55号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事）
 - 日程第12 議案第56号 工事請負契約の変更について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）
 - 日程第13 議案第57号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	戸 部 正 紀 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和6年第4回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和6年第4回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、年末を控え公私とも誠にご多忙のところご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、条例の一部改正、廃止、一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望するとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第4回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを、心から御礼を申し上げます。

令和7年度川場学園開校へ向けての川場小学校の増築・改築工事でございますが、現場の作業も終盤に差しかかっている状況でございます。川場村の木材をふんだんに使用したつくりとなっております。木のぬくもりを感じ、長く子供たちに愛される校舎となることを期待しているところでございます。

去る11月26日に韓国の地方創生を担当いたします大統領直轄の「地方時代委員会」のウ・ドンギ委員長をはじめとする視察団が、日本の内閣府の案内で川場村を訪れました。

道の駅「川場田園プラザ」を視察していただいた後に、役場において川場村の取組について意見交換をさせていただきました。

日本以上に都市部への人口集中や都市と地方との格差が著しい韓国における課題解決へのヒントを得るべく熱心な意見交換が行われました。質問のやり取りをする中で、共通の課題も多く見受けられ、本村にとっても参考となるお話もあり、有意義な意見交換となりました。

本町におきましても、人口減少対策や農林業・観光等の産業振興など、取り組むべき課題は山積しております。全村民幸福のむらづくりに向け、議員各位のご指導・ご協力の下、課題解決に取り組んでまいり所存でございます。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、工事請負契約の変更

2件、一般会計補正予算1件、専決処分の承認1件、その他2件の合わせて9件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時05分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番千木良議員、3番宮内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月10日までの7日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

9月27日付で教育委員会教育長から議長宛てに、令和5年度川場村教育委員会事務事業点検評価報告書の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりですので、ご承知願います。

閉会中、産業振興常任委員会から調査のため、委員派遣承認の要求があり、お手元に配付した承認一覧表のとおり承認いたしました。

なお、10月23日から24日に行われた、産業振興常任委員会の行政視察について、各委員から議長宛てに派遣成果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付しましたので、御覧ください。

11月1日、利根沼田文化会館において、利根郡町村議会議長会臨時総会が開催され、会長にみなかみ町議会議長の、小林 洋氏が選任されました。

11月13日、東京都グランドアーク半蔵門において、群馬県町村議会議長会の臨時総会が開催され、議員報酬見直しの検討に関する要請が議決されました。そのほか令和5年度事業報告が承認されるとともに、令和5年度歳入歳出決算が認定となりました。

同日、NHKホールにおいて、第68回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。議事においては数多くの要望、決議、特別決議が満場一致で決定いたしました。詳細につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので御覧ください。

その後、豪雪地帯町村議会の議長全国大会が開催され、8項目が決議されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 受理番号8番を総務文教常任委員会に付託いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いいたします。

受理番号9番を産業振興常任委員会に付託いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告により質問させていただきます。

村が保有する財産の利活用につきまして、今回は2点お伺いいたします。

まず、SL機関車D51ですが、昭和50年代当初から推進してきた農業プラス観光の象徴とも言える村営ホテルSLのシンボルでありました。現在はホテル田園プラザに改名され、現役を退いた感もありますが、このD51は村にとって、農業プラス観光の言わばレガシーでもあります。

そのSL機関車D51の現在は、多額を投じて車庫が建設され、ほぼ補完はされていますが、今後において、経年劣化等により塗装などの修繕費等も考えられますが、このSL機関車D51の今後の利活用について、どのような対策を講じるのか、村長のお考えをお伺いします。

次に、JA利根沼田より購入した跡地についてお伺いします。

村が購入して既に10年ほど経過していると思いますが、現在駐車場として利用されていますが、役場庁舎も現在の場所に移転し、さらに、役場の南方には広大な駐車場も整備されています。駐車場としての必要性にも疑問もありますが、この土地を村が駐車場として所有している限り、管理費がかかるのみで利益は発生しません。これを、個人・企業問わず民間で所有していただければ、固定資産税等発生しますので、これについてどうお考えでしょうか。より有効な利活用につきまして、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 宮内好美議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1つ目のご質問の「SL機関車D51の利活用」についてでございますが、D51蒸気機関車は、日本の鉄道史において非常に重要な役割を果たしてきた名機であり、その存在は多くの人々に愛されてきました。展示品としての活用は、地域の文化や歴史を伝える貴重な資源となると考えております。

これまでも、観光客の誘致は地域振興に寄与してまいりました。D51蒸気機関車はその役目を終え、北海道から川場村にやってきたのが昭和52年であります。その後、寝台車が撤去され、平成19年には機関車のコンプレッサーから排出される圧縮空気を動力に活用して動かし、観光客を集めてきたのは記憶に新しいところであります。現在では、風雨をしのぐシェルターが設置され、老朽化を防いでおります。

今後の利活用につきましては、状況を見ながらと考えておりますが、まず考えられるのが観光資源としての再活用であります。村と観光協会では昨年8月から、村内回遊の観光を促進するツールとして、電動キックボード・電動アシスト自転車のレンタルを始めております。利用実績は8月から11月までの4か月で102名でございます。20代・30代の若い観光客が大半を占め、人気となっております。先日モニターツアーを行ったモデルコースでは、ふれあい橋を渡り、SL周辺を通り、村内を一周しております。今後は、このレンタル事業モデルコースに体験や食を組合せるなどしていければと考えております。

次に、教育的な側面からの再活用も重要でございます。D51 蒸気機関車を通じて、鉄道の歴史や技術、そして川場村のむらづくりの歴史について学ぶ機会を再提供することで、地域の魅力を発信することができます。教育委員会や世田谷区との連携を図り、授業や世田谷区移動教室の散策ルートに組入れることで、子供たちにとっての貴重な学びの場となることなどを考えております。

最後にD51 蒸気機関車の活用には、地域全体での取組が必要であります。行政だけではなく、観光協会や商工会、住民との協力を通じて、多様なアイデアを取り入れることが重要と考えます。これにより、D51 蒸気機関車が地域振興や観光促進に寄与し続けることができると考えております。

D51 蒸気機関車は、川場村にとって農業プラス観光の象徴であります。一方で管理費用も発生し、運営や管理も難しくなっているという現実がございます。

委員各位におかれましては、何とぞご理解の上、いましばらくの時間を頂戴いただけますようお願い申し上げます。

続いて2つ目のご質問、「JAの跡地についての利活用」でございますが、ご質問でございますように、本村では、国土の保全、景観形成の促進、あるいは、無秩序な乱開発の防止を目的として、さらには資産として有効に活用していくため、土地を取得するという事業を行ってきました。

JA利根沼田川場支店跡地につきましては、村の中心地に位置する重要な土地と捉え、JA利根沼田より平成26年に取得し、現在に至っております。

その間、各種イベントの臨時駐車場として使用したり、現在では、来年度から開校する小中一貫校「川場学園」の増設棟工事のため、工事関係者の駐車場に使用しております。管理に関しましてはその都度、村職員が草刈りなどを行っておりますので費用は発生しておりませんが、宮内議員ご指摘のとおり利益が発生していないのも事実でございます。

先ほども申し上げましたが、村の中心地に位置することから、いかにして有効に活用できるか慎重に検討しているところであります。

その一つの活用方法といたしましては、住宅用地として分譲していくことを検討しております。加えて民間不動産会社による賃貸アパートの建設なども検討をしているところであります。

川場村土地開発公社の事業として行いました「かわばニュータウン」分譲事業では、一般住宅用地も完売し、賃貸アパートの建設が行われるなど、人口の増加につながっております。かわばニュータウン同様に、民間部門の資本や経営によって行うことが最良ではないかと考えます。

農協跡地につきましては、村の中心地にあり、小中一貫への移行が予定されている学校にも近いなど、村の中では住環境に恵まれた場所であることから、住宅用地としての需要が十分見込まれると考えております。村民の要望に応え、人口増加につながる活用方法として引き続き検討していきたいと考えております。

いずれの場合におきましても、村にとりましては限られた貴重な財産でございますので、村民幸福につながるような、あるいは川場村の未来につながるような財産の活用を考えてまいります。

議員各位におかれましては、今後の村の取組について特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、宮内好美議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁につきまして、またお伺いしたいんですけれども、まずD51の関係でございます。観光資源の活用というお話もございまして、その中で、レンタルによって、村内をキックボードで周遊される方が100名、これが多いか少ないかという、これに関しましては、田園プラザに30万人の人がおられるという数からすると、そう多いというふうには感じられません。

また、活用方法は、今現在指定管理をされております田園プラザ、改名してやっているんですけれども、開店休業のような状態ですので、整備する場所、箇所というのもあると思うんですけれども、これらも考えますと、先ほども、民間活用の話もちよっと出ましたけれども、民間活用という考え方も、こういう施設についても幅広く広げていただいて、指定管理も一般の、民間から広く募集して、またホテルSLにさせていただいてSLを活用していただくような方法も一つの案として、これからの検討の俎上に上げていただきたいという要望もお願いしたいと思います。

続きまして、JAの跡地の利用ですけれども、これにつきましては、乱開発の防止という名目もあるんですけれども、それで、村内で乱開発というのがあったのかどうかという事実も確認をしなければなりませんので、これについては当然規制をかけて、村でも美しいむらづくり条例とか規制がありますので、そう簡単に乱開発ができとは思いません。

ただ、今後の利用について今検討されております。それから住宅用地、それから賃貸ファンド、こういったような前向きな検討もありますので、駐車場につきましては非常に私もいい案であるというふうに思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

先ほどのD51の関係につきまして、再度指定管理等のお考え、ご再考いただけないかお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

D51につきましては、先ほど宮内議員も述べましたように、川場村の農業プラス観光の、これが始まりであり象徴であるということでありまして、それを消さないようにということで、静態保存ということで施したところではありますが、ご指摘のように今静態保存をわざわざ見に行く機会がなくなったということでもありますので、一つは教育の場面で、今世田谷の小学校5年生が移動教室、2泊3日に戻ったところでありまして、帰るときに富士山ビレッジからスタートして、村内のところを周遊しながら田園プラザに行くということは確立をされておりますので、そういったところで、やはり教

育の場面において子供たちが立ち寄れないかということは検討する必要があるかと思っております。

また、今開店休業中の田園プラザホテルであります、いろいろ設備が老朽化をしております、そういったところを、一体化の設備投資等がまだできない状況でありまして、お風呂等が再開できないということですが、そういったところを考えますとまた先には進まないところでありますが、全体的には指定管理で田園プラザに任せているところでありますので、まずはそこでしっかり再考を考えていただきながら、無理であれば広く指定管理もまた考えていかなければならないということでありますので、それについては、まずは株式会社田園プラザと相談をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございます。

前向きなご答弁でありましたので、納得できる部分もあるんですけれども、一つだけ、世田谷の子供たちがD51を最後見られるということなんですけれども、この村には鉄道がもともとないので、その中で歴史や何かを勉強するのも大変なんで、勉強する中に、ぜひホテルSLをどういふことでここに設置して、そのときのD51がどういふ役割を果たしてきたと、そういうところも丁寧に子供たちにご理解いただくような説明をつけ加えていただきますようご尽力いただきますことをお願い申し上げます、私の質問は終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、3番宮内議員の質問は終わりました。

次に、2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

武尊山の魅力発信についてお伺いいたします。

村の北方にそびえる武尊山、標高2,158メートルは、主峰の沖武尊と中ノ岳、家ノ串、剣ヶ峰、前武尊、不動岳、剣ヶ峰山を総称して武尊山と呼ばれています。

武尊山は村の北にびょうぶのように立ちのぼることで村の気候を温和にし、清らかな湧水や流れ出る河川を生み出し、豊かな農地とともに村人の生活を支えてきた、言わば川場村の母なる山であります。そして、信仰の山として、川場村をはじめ片品村花咲やみなかみ町藤原など登山口に当たるところに武尊神社があり、沖武尊から中ノ岳寄りには日本武尊像が祭られています。

また、武尊山は深田久弥著書の日本百名山に数えられる名峰で、多くの登山者も訪れております。さらに、武尊山周辺は、林業、スキー場、キャンプ場、トレイルランニングなど様々な自然活用場となっております。以前は中学生の武尊山登山も行われておりましたが、現在は6月の山開き、9月

に開催されたスカイビュートレイル、10月の山じまい登山などが行われております。

この武尊山の魅力を今までどのように発信してきたのか。さらに今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

「日本百名山」にも数えられる川場村のシンボル武尊山は、群馬県を代表する名峰であり、日本武尊命の伝説と山岳信仰の山としてあがめられてきました。

その雄姿に抱かれ、日々の暮らしを送る私たち村民にとっては、限りない恵みを与えてくれる大切な山であります。さらに、田園理想郷のむらづくりを進める川場村にとって、武尊山は豊かな自然が残る貴重な観光資源の一つであります。

私も毎年ここに登り、季節ごとに違う表情を見せる自然風景や、山で出会える様々な景色を楽しみながら、麓を見渡し、川場村民の幸福を願っているところであります。

登山者が快適に、そして安心安全に登山を楽しんでいただけるよう、また、武尊山の魅力をもっとたくさんの人に知っていただき、このすばらしい自然環境を後世に残せるよう、これからも努力をしていく所存であります。

そして、今年度もまた、この武尊山を舞台にした「第10回上州武尊山スカイビュートレイル」が開催され、参加者は全国より850名を数えるほどになりました。今後もこの山岳マラソンを通じて多くの方々に武尊山の魅力を知っていただき、武尊山の知名度アップにつなげていきたいと考えております。

また、子供たちをはじめ、多くの村民にこの山のよさを知っていただきたい、再認識していただきたいと常々思っているところでございます。

現在は休止されている中学生の武尊山登山であります。教育委員会と連携をし、例えば社会教育を通じた「おもいっきり探検隊」などの教室で、子供たちに「川場学」を伝えていけたらと考えております。

また、川場村スポーツクラブなどが一般村民の参加者を募り、武尊山登山を通じて「川場愛」を深めていただきたいと思っております。

最後に、武尊山は地域の文化や歴史とも深い関わりがあります。周辺には古い神社や歴史的な遺跡も点在をしており、訪れることで地域の文化を学ぶことができます。特に「武尊神社」は、穂高見命をはじめ多くの神々を祭っており、たくさんの参拝者が訪れます。

武尊山の利活用には多くの可能性があります。自然環境を最大限に生かしながら、持続可能な発展を目指す取組が求められているところであります。そして、武尊山がより多くの人々に愛される場所となることを願っているところであります。

議員各位にもご理解とご協力をお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

中学生の武尊山登山、またおもいきり探検隊、スポーツクラブ等の行事等で登山の機会を増やしたいというようなお話を先ほど伺いましたが、川場村ふるさと人材育成構想の中にも掲げられております川場学の充実、これにおきまして、武尊山の地理や歴史を通して大自然を体験できることは、非常に大切なことだと思っております。

これらについて、開始時期やもう少し具体的な内容をお聞かせいただきたいと思いますと思って再質問をさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

かねがね思っていたのは、中学生で武尊に登ると、やはり象徴する、この2158メートルの武尊山から川場村の風景が見えると、そういう中で思いを強めて川場を巣立つということが非常に大切だと思っていたわけでありますが、いつの日にか、教育の多様化によって、中学校での武尊山登山がなくなってしまったということでありまして、これをやはり復活するのには大変な体力が必要だと思っておりますので、先ほども言いましたように、おもいきり探検隊等でやはり事業を始められれば、今年の武尊山登山も小学生が元気よく登っている状況でありますので、あまり大人数でなければそこから始められるのかと思っております、そういう中で、ぜひとも議員10人の皆様のご協力をいただいて、一緒に村長と子供たちと武尊山に登れる日を一日も早く実現したいと思っておりますので、議員皆様にもご理解、ご協力をぜひともお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ありがとうございました。

川場村からの登山口についてでございますが、野営場、そして旭小屋、川場スキー場の手前の第4リフト駐車場、この3か所がございますが、そこから登るとなると距離も長く、かなり難易度の高い上級コースになってしまっております。初級・中級者向けのコースが必要と思われます。

登山者数がどのくらい今現在いらっしゃるのかお聞きしたいと思いますが、新しいコースとして、川場スキー場とタイアップをして、例えばパノラマハウスの中間ベースからの登山を可能とするコース設定を考えられないか、それにつきまして再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 1年間の登山者数については、今ここで数のほうは掌握をしてございませんが、お聞きをいたしますと、冬季のシーズンのスキー場において、冬は危険が伴いますので、スキー場の受付においてココヘリの登録を行っての登山ということで聞いておりますが、1日多い日には冬の登山で300人ぐらい訪れるということで、これはしっかりと装備をしなければいけないと思っておりますが、そういう中での登山もあるということでもあります。

今武尊山に登るのに一番、時間的に短く行けるのは、スキー場のゲレンデを通っての、一番上のリフトから登るのが、2時間から2時間半で十分登れる状況でありますので、そういったことを考えると、スキー場が、夏の事業としての、そういったコース内の送迎等をやっていただけるものであれば、簡単に武尊山登山の、時間的と、難易度も和らげられるということでもありますので、これは川場スキー場とのまたご相談になりますが、そういった中でやっていければと思っております。

野営場、また昔の旭小屋から登るのは非常に時間もかかったり、また難易度が高いということでもありますので、そちらから行くのは非常に大変かと思っておりますので、そういったことを、またスポーツクラブもいろいろ考えておりまして、事業としての武尊山登山も今後取り入れたいと。川場にはすばらしいアスリートもいますので、そういった案内人をつけての登山も、スポーツクラブの事業としてもお願いできるように、村のほうから要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

スキー場と連携、またスポーツクラブとの連携等いろいろな部分で村がリーダーシップをとっていただきまして、武尊山という、存在する大きな観光資源を有効に活用し、さらなる村の発展と人材育成に生かしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良議員の質問は終わりました。

次に、1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 1番栗原達也です。

通告に従いまして、自治会役員及び本村で設置している各種委員の定数について質問させていただきます。

川場村例規中に、「川場村の区の設置及び組織に関する条例」が昭和56年12月12日に制定されておりますが、その第6条に、区の組織で、「農事組合に農事組合長、衛生自治会に衛生員」とありますが、この時代、本当に必要な役職でしょうか。

昭和の時代は、農事組合については減反政策、衛生員については床上消毒等、なくてはならない役職でありましたが、現在では、農事組合、衛生員については条例を改正してもよいのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

条例関係ですので、続けて質問いたします。

「川場村消防団条例」第3条「消防団員の定数は141人とする」とありますが、この根拠をお聞きたいします。

人口減少、高齢化、職業の多様化が進む中、昭和60年代の村民4,000人、令和6年10月末日では2,994人と、約1,000人からの人口減少となっているにもかかわらず、定数はそのままということは、若者・住民の負担になってはいませんか。検討されているのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、川場村母子健康推進員設置要綱の中で、「定数は12名とする」と定められていますが、少子化となっているこの現代、時代に、12名が適切数か。この12名がいつからなのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 栗原達也議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに農事組合につきましては、村と農家との連絡や地域農業の活性化を図るために置かれる役職でございます。各地区の農事組合による互選で選出をされております。

農事組合長の主な業務は、組合員及び住民への連絡、地域農業の活性化、各種調査報告等重要な業務を担っていただいております。

近年まで続いておりました減反の現地調査も、平成30年に生産数量目標の配分が廃止され、減反政策は終了いたしました。このため、生産者の皆様は、それぞれの地域の特性等を考えながら、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産と販売を行うことになりました。

したがって、以前に比べて村からお願いする業務が減っているのも事実でございます。

今後も業務内容を十分に精査し、負担を軽減する方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして衛生員につきましては、地域保健法に基づき、公衆衛生について地域の方々の健康の保持や増進を図るため、保健衛生をはじめ、環境衛生、感染症予防など、多岐にわたり行われる役割を担っていただいております。

数十年前まで続いておりました床下消毒も、感染症予防や害虫駆除を目的に実施しておりましたが、建築学の施工方法の発展や消毒用薬剤による健康被害が問題となり、いつしか行われなくなりました。

このため、川場村では、粗大ごみ収集日の搬入補助や疾病予防活動である「ガン検診受診希望調査票」の配付などをご依頼させていただいているところであります。

栞原議員がおっしゃるように人口減少に加え、高齢化に伴い、地域で活動できる人材も減少し、役員選出が困難な状況であることは十分種承知をしているところであります。

以前に比べて地域の環境衛生や保健衛生も向上し、個人が必要に応じた対応することで区役員の負担を減らすことはできますが、今後の公衆衛生環境を鑑みますと廃止ではなく、依頼する内容を見直し、負担を軽減する方法を検討してまいりたいと考えております。

2番目の消防団員の定数に関するご質問でございますが、さかのぼりますと昭和54年までは157名でございました。改正により139名となり、その後本部役員構成の変更により140名に変更になり、平成5年から141名となりました。

定数の根拠でございますが、消防庁が規定する「消防力の整備指針」によりますと、消防団の総数は、火災の鎮圧に関する業務や火災の予防及び警戒に関する業務など消防団が担う業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする旨定めております。

人口減少により団員の確保が難しくなり、団員の負担が大きくなっていることも事実でございます。こういった状況の対応策といたしましては、お盆の特別警戒の廃止や点検・年末警戒の簡素化、あるいはポンプ操法競技会への出場を小型ポンプ・自動車ポンプ交互にするなどの負担軽減を行っているところであります。また、令和5年度から団員報酬を上げるなど処遇改善にも努めているところでございます。

しかしながら、団員の確保が難しくなっているという、団員からの窮状を訴える声も年々強まってきた状況を鑑みまして、早急に結論まで出ないといったしましても、団員定数に関する検討会を立ち上げたいと考えておりまして、本年度中には、本部役員を含め、最初の検討の場を設ける予定でございます。

3番目の川場村母子健康推進員の定数についてでございますが、母子保健推進員は、母子保健法の理念の下、母と子の健康づくりを中心に地域で活動する方々で、活動内容は健診の通知の配付や妊婦訪問、相談、国で定められた健診等の記録・受付業務を担っていただいております。妊婦たちと行政とのパイプ役として子育て支援にご協力をいただいております。

昭和50年7月1日に、「母子保健推進員」の前身である「母子推進員」を設置し、昭和61年度に現在の「母子保健推進員」に変更され、推進員の人数も8人から12人へ増員いたしました。要綱につきましては平成13年に制定されております。現在、推進員の皆様にはいろいろとお仕事をお持ちの中、お時間を融通していただき、幼児健診・妊婦訪問、相談等にご協力をいただいております。

国におきましては、子ども政策の推進のため、昨年4月1日にこども家庭庁を設置し、同日、子ども基本法が施行されました。

また、昨年末、12月22日には、子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針や、重要事項を定めた「子ども大綱」が策定され、こどもまんなか社会の実現を目指すこととされております。

このような国の動向を見ながら、本村におきましても子育て施策を進めてまいりたいと思っております。

ます。

本村でも少子化対策として、川場村子育て支援金支給条例を平成２２年度に制定し、次代を担う子供たちが健やかに成長し、地域社会の活性化に寄与することを目的として支援金を支給しております。

「母子健康推進員」の設置から半世紀近く経過し、本村の現在の出生数であります。令和５年度５が９名、令和６年度が１０名の予定で、本村においても全国的に見られる少子化が進んでおります。栗原議員のおっしゃるような適正定数であるか、改正の検討につきましては、現母子推進員の皆さんの意見を伺いながら前向きに検討を進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては今後の村の取組について、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。栗原達也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） １番栗原議員。

〔１番 栗原達也君発言〕

○１番（栗原達也君） 答弁ありがとうございます。

幾つかあるんですけども、順番に行きたいと思います。

農事組合、衛生員は地区の互選によるということですが、これは村から依頼しているから地域から選んでいるのではないですか。その辺が、依頼するときに村のほうから、衛生員はこの仕事では要らないとか、そういうふうな検討をして、削除しろとは言いませんけれども、その辺の大本をもう少し考えていただきたいと思います。

また、次に、消防団の定数ですけども、１４１人、これが平成５年から１４１人となっておりますけれども、組織をする消防団員は村内に居住して、または村内に勤務する年齢１８歳以上５０歳未満の者と４条でうたっていますけれども、これをクリアした１４１人でしょうか。取りあえずここで切ってお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 全体につきましては、農事組合、衛生員等は、やはり村のほうから依頼をしてつくっていただいているということでございますが、先ほど述べましたように、いろいろな業務を検証しているということでありまして、でも廃止をする、廃止をして、なくてもいいということではありませんので、依頼する内容をしっかりと精査して、軽減する中で、これについてはまだ引き続き農事組合、それから衛生員は必要と考えているところであります。

消防団におきましては、今述べられたように、枠内での１４１ということでありまして、現段階でも欠員を１名か２名している状況でありまして、特に中野等が、全体の地区数が少ない中での消防団員でありますので、役場の本部を退団して、その後中野にまた戻っていただいている状況でありまして、そういったことを考えて、今年度中に本部役員また各団の団長を含めて、分団長を含めたところで検討するというところであります。なかなか減らすということは簡単にはできるんですが、少ない

地区が減らしても、結局上が抜けるだけであって、下が入ってこないということでもありますので、そうかといって消防団を5区制にして、5つにしていけるかという話になると、各地区の区長が、やはり各地区に消防団がいなければならないということでもありますので、そういったところを含めて、定数については年度中に1回目の検討会議を設けるということになっておりますので、そこで議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） もう一度お聞きします。

消防団員ですけれども、村内に居住し、村内に勤務する、年齢18歳以上50歳未満の者、これをクリアしていますよね。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） 失礼しました。

現在、川場村の消防団員141名のうち、本部の役員を除いて、50歳以上の団員は、第3分団で2名おります。年齢の50歳未満の規定に続いて、特別な事情のある場合は除くということで、そこを、団員が不足するということで読み替え、その規定に当てはめて団員を続けてもらっているという現状でございます。

○議長（小菅秋雄君） 1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） ですから、定数も141名、これを無理に合わせずに、その時代に合った、その人数に合ったものをもっと早く検討して、状況に合ったものにしていかなければならないと思います。

また、次に行きます。

川場村の母子保健推進員ですが、12名とするということですが、定数は12名、これはいつから12名となっておりますか。これは要綱ですので、村長権限で12名以内とあれば特に問題はないんですけれども、12名とするとありますので、例えば門前地区で言えば2名となっております。谷地も2名、川場湯原についても2名、ほかの地区については1名。現状で申しますと、門前の場合は少子化で子供が大分、10人、幼児が10人いるかいらないか、その状況で推進員が2人、逆に谷地のほうは、推進員は2人だけれども幼児等が多く、新興住宅地といいましょうか、村営住宅ですとかいろいろありますけれども、増えてきてちょっと足りないような、そんな話を聞いておりますけれども、その状況に合った定数を、母子手帳もらうときなり転入するときはまた別ですが、大体の数があらかじめ分かると思うんです。ですから、今年の場合は、例えば門前は1人で済むとか、2年

間は門前で1人、谷地でこの2年間は3人ぐらいいなければ間に合わないとか、そんな考えも、柔軟に考えていったほうがいいと思います。

また、母子推進員のほうも、ほかの考え方をしますと、母子保健コーディネーターという資格がありまして、これにつきましては保健師、助産師、看護師の資格があれば研修等で資格が取得できると、そういうものでありまして、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実を図る取組ができるということです。こういう制度も取り入れて母子推進員の数を減らすとか、そういう検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） 栗原議員の質問にお答えいたします。

まず、初めに母子推進員の皆さんの、これからちょっと意見を聞いて判断をしていきたいというふうに考えております。

また、コーディネーター等でございますけれども、今後取り入れていこうとは思っております。

こどもまんなか社会という国が大綱を示してきましたので、それに対しても対策をまたしていきたいと考えております。

誠に、答えになりませんが、一応これから検討して、母子推進員を考えていきたいと思っています。

また、8人から12人になったのは昭和61年でございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 加えてであります。実は川場で子育て支援をやった成果かそれは分かりませんが、1軒のうちの5子というのが、今まで1軒でありましたが、2軒目になりまして、5人のお子さんを持つ家庭が2軒目になったということでありまして、これもやはりいろいろ子育て支援をする中での成果かそれはよく分かりませんが、なったということでありまして、先ほど言われましたように定数の低減は現役員に早急に検討していただくところでありますが、なかなか来年増えそうだから、それじゃ谷地が今度は3人で門前が1人で、そんなことは絶対無理な話でありますので、定数12をまた減らすとか、そういう中で、今現在、先ほど言いましたように10人前後の出生数になったということは事実でございますので、そういう中での定数というのがあると思いますので、まずは現役員にやはりお聞きをして、その中で、やはり定数については前向きに、変更できるかということを検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1番栗原議員。

〔1 番 栗原達也君発言〕

○1 番（栗原達也君） 答弁の中で、早急にですとか、前向きにですとか、検討させていただきますというお話は毎回出ておりますけれども、それ進捗しているのかどうか、うちのほうには分かってきません。その場しのぎで終わっているかもしれません。この質問については、また適宜質問していきたいと思います。

今回質問した条例のほかにも数々の条例、規則がありますけれども、地方自治体はこの規則に基づき執行していくものであり、この基本となるものが改定されず、時代にそぐわないものであれば、早急に検討していただき、改正が必要と思われます。条例の管理、条例を定期的に精査し、課題を洗い出して、時代に合った内容に改定していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、1 番栗原議員の質問は終わりました。

次に、9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、地域交通について伺いたいと思います。

高齢化がますます進む本村において、村民の暮らしを支えるためには、利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通、移動手段の確保が必要です。

国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域公共団体には、努力義務ではありますが、地域公共交通計画を作成することが求められています。

群馬県では、令和6年10月現在で14の自治体が策定済みとなり、策定を予定しているのが2件です。また、地域公共交通計画はなくても、各自自治体はデマンドバス、営外デマンド、乗り合いタクシー、自家用有償旅客運送など、様々な移動手段で運用しております。

川場村の人々の暮らしを支える足として、将来にわたる公共交通の在り方について、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答え申し上げます。

地域公共交通は、国民生活や経済活動を支える重要なサービスであり、特に地方の活性化において欠かせない社会基盤であります。しかしながら、近年、人口減少や少子化、マイカー利用の普及、ライフスタイルの変化などにより、地域公共交通の利用者は減少傾向にあります。さらに、新型コロナウイルスの影響も重なり、多くの事業者が厳しい状況に直面しております。

このような背景を踏まえ、国土交通省では、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を定め、その中で地方公共

団体は、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならないとしてあります。

現在、川場村の基幹的な公共交通である路線バス「川場循環線」は、関越交通株式会社が運営し、現在の車両は17年目を迎えます。利用者数を鑑み、本数を減らしながらも運行を継続しておりますが、現在は約2,000万円の赤字を補填している状況であります。また、路線バスのほかに川場村社会福祉協議会が実施している「輸送サービス」があります。

今後の川場村の地域公共交通の在り方については、各地の先進事例なども参考にしていまいりたいと考えております。

現在各地で導入されております形としては「デマンドバス」や「ライドシェア」、「公共ライドシェア」などがございます。

デマンドバスは沼田市や昭和村が運行しておりますが、地方においてはやはり利用者数が増えないと、また一つ赤字路線を増やすことになりかねません。

ライドシェアは、一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶ新しい方法で、現在注目されております。

公共ライドシェアは、市町村等が自家用車、一般ドライバーを活用して有償の旅客運送を提供できる仕組みであります。

川場循環線の令和5年度の実績ですが、高校生の通学定期券購入者が37人、敬老割引購入者が7人で利用実績が140回であります。これだけの利用実績がありますと、路線バスの運行を止めることはできないと考えております。17年目を迎える現在の車両が耐用年数を迎えるときに、新しい仕組みを考えるのか、あるいは現在の路線バスに併せて何か新しい運用ができるかを、検討していまいたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域公共交通の持続可能な発展を実現するために、公共交通事業者との連携を強化し、地域住民とともに取り組んでまいります。今後も地域の声に耳を傾けながら、効果的な施策を展開し、地域公共交通の再生と活性化に努めてまいります。

議員各位におかれましても、今後の村の取組について特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。黒田まり子議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

川場村の生活支援体制整備協議会というところでも何回か話合いをしているのですが、その中でも、交通弱者への支援方法については毎回話題に上がっています。最近では、川場ベースに来る手段をどうしたらいいんだろうというのが話題にのぼっていました。高齢者が役場に来て用事を済ます場合や、あるいは高校生が学習館を利用するときに、路線バスが通っていないことで困っていると

いう声もあります。こうした交通弱者への対策、暮らしを支える足としての公共交通、あるいは川場村に訪れる観光客のニーズも視野に入れた上で、公共交通計画は、まさに今計画をしている総合計画の中にも含まれる課題ではないかと思いますが、村長のお考えはどうでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

ちょうど先月、群馬県の町村会が4年ぶりに県外視察ということで、富山県の朝日町に行っていました。まさにこの課題についての先進地の視察ということで学んできたところでありますが、そこはタクシー会社が協力をして、また個人のライドシェアによる運用ということですが、博報堂が入っての取組ということで、全国でも先進事例でございましたが、川場村において、やはり現在の役場が前の役場よりは南に下がったということで、バス停においてからの距離が延びたことは事実でございますので、そういった中で、子供たちが結構沼田から、学校が終わっての試験時期に、学習館等の利用は非常に行っているということですが、やはりお年寄りの交通手段を今後は考えていくということでありまして、今総合計画の中でも皆さんがしっかり議論していただいておりますが、そういう議論の中での結果を踏まえて、村のほうもそれに沿ってやはり検討していくことはやぶさかではないと思っておりますので、前向きに考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。ぜひ、計画的な公共交通の運用を、総合計画の中でもしっかりと考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問です。川場学園開校に向けて、何点かお伺いしたいと思います。

川場学園開校まであと3か月となり、開校準備が着々と進んでいくことと思います。

開校に向けて、以下の質問をさせていただきます。

1つ目は、川場学園について、保護者やあるいは地域の方たちとの相互理解はどのように進められていますか。

2つ目、川場学園の教育によって子供たちがどんな人に育ってほしいか、目指す子供たちの将来像が教育理念ではないかと思います。教育理念という土台がしっかりしていれば、どんなにすぐれた教育方法であってもよりよい効果が得られるんだと思っています。川場学園の教育理念について伺いたいと思います。

川場学園の3つ目です。文科省のホームページを見るとコミュニティースクール、いわゆる学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる、地域と

ともにある学校への転換を図るための有効な仕組みです。本村でも、コミュニティースクールについては、様々な学習の機会をいただき、話合ってきた課題でもあり、これから川場学園が開校すると、ますます重要な役割を持つのではないかと思います。コミュニティースクールの在り方について伺いしたいと思います。

次は、金管バンドクラブ「川場キッズ」について伺います。

8月に行われました川場学園の開校に向けての説明会の質疑応答で、小学校の音楽クラブを部活動に加えることは、子供の数の減少や教職員のことを考えると厳しいという回答がありました。9月には、音楽クラブの保護者に向けて、継続できないことの説明があったとも聞いております。川場キッズについて、教育長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 黒田まり子議員の質問にお答え申し上げます。

「川場学園について、保護者や地域との相互理解はどのように進めているか」についてですが、「川場学園」については、構想段階を含めると実に10年を超える年月を経て、いよいよ来年4月に、群馬県内5校目の義務教育学校として開校を迎えることになりました。本格的に準備を開始したのは、令和4年9月に、保護者代表を含めた地域の有識者による「開校準備委員会」を立ち上げてからでありましたが、以来、今日まで計18回の会議を重ねてまいりました。学校名の検討から始まり、開校に向けての様々な課題について、地域の方々のご意見を基に慎重に審議を行い、諸事項について順次決定をしていただきました。

一方、保護者向けの説明会についてはこれまでに3回、地域・一般の方を含めた説明会は、平成30年1月から2月にかけての地区懇談会やカワバックフェスでの説明を含めると計5回実施し、そこで出された質問については、その都度丁寧にお答えをさせていただいてまいりました。

また、「開校準備室だより」はこれまでに17号発刊し、「開校準備委員会」で決定していただいたことや各種説明会等で出された質問の回答などを掲載し、こども園の園児や児童生徒には全員配付、地域には各戸回覧をさせていただいております。

併せて、校名の決定や校歌・校章の募集など必要に応じて広報「かわば」を利用して周知を図ってまいりました。

なお、児童生徒に対しては、この11月末に「川場学園」の概要や、どのような学校を目指しているのかについて、小学校の低学年、高学年、中学校1・2年生の各ブロックに分けて説明を行いました。たまたま小学校の家庭科の裁縫の授業補助として来校していただいていたボランティア、あるいは保護者の皆様にも一部説明を聞いていただきましたが、「とても分かりやすかった」というお言葉をいただきました。そこで、これから授業参観等の折に、保護者の皆様に聞いていただく機会が持て

るかどうか検討しているところでございます。

次に、「川場学園の理念について」であります。このことにつきましては、令和4年9月の議会定例会における星野孝之議員からの「一貫校の教育理念は何か」というご質問に対し、「川場村ふるさと人材の育成である」と答弁をさせていただきました。これは、「やがては自らの力で村を支え、守っていこうとする「志」をもち、ふるさとに軸足や心の重点を置きながら世界でも活躍できる、いわゆる「グローバル人材」を意図的・計画的に育成することが私たちに託された喫緊の課題であると考えたからであります。

その後、開校に向けての具体的な準備が進むとともに、令和5年度から群馬県教育委員会の指定をいただきました「非認知能力の評価・育成事業」の研究校としての実践を進める中で、「川場村ふるさと人材」となるための重要な資質は、「周りに流されることなく、自分で考え、判断し、そして、行動した結果には、しっかりと責任を持てるようになることである」との考えに至りました。そこで、「開校準備委員会」においてご協議いただき、「当事者意識をもって主体的に考え、判断し、行動する「川場村ふるさと人材」の育成」、言い換えれば、「自分の頭でしっかり考えられる村の担い手を育成すること」を「川場学園」の教育理念とすることにいたしました。現在は、その理念を実現するための「学校教育目標」や「目指す子ども像」などを検討するとともに、「考える力」を育成するための「授業の在り方」などについて、日々の授業実践を通して研究を進めているところであります。

次に、「コミュニティ・スクールの在り方について」であります。ご指摘のとおり、いわゆる「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指し、この「学校運営協議会」を中心として、学校と地域住民や保護者がともに力を合わせて学校運営の改善・充実に取り組むための制度のことです。

本村においては、令和3年3月4日の議会定例会において、「川場村小中一貫校基本構想」を作成していただいたことを受けまして、翌4月に、小中学校ともに、前年度までの「学校評議員制度」を廃止し、それぞれ「学校運営協議会」を立ち上げてコミュニティスクールとしての第一歩を踏み出しました。また、令和5年4月からは小中学校それぞれの「学校運営協議会」を一つに統合して、「川場学園」の開校に備えることとし、年に五、六回の会議を開催しながら現在に至っております。

県内の各地と比べても比較的早い時期に導入したことになりますが、内容的には、小中学校の授業参観等を通して現状についての理解を深めたり、川場学園の開校に向けて、目指す子供像について協議をしていただいたりしております。

ただ、先ほど答弁させていただきました川場学園の理念である「当事者意識を持って主体的に考え、判断し、行動する「川場村ふるさと人材」の育成」を実現させるためには、どうしても子供を中心に据えて、学校の抱える課題と地域の抱える課題を一層率直に、親密に、率直に出し合い、その解決に向けての協議を深めていくことがどうしても必要であり、今後の課題であると考えております。

また、委員のほとんどが充て職でお願いしているため、一、二年で交代となってしまうことから、

令和7年度からは、できるだけ長く携わっていただけるような方の人選を進めているところでございます。

次に、「金管バンドクラブ「川場キッズ」について」であります。ご承知のとおり川場小学校では、昭和40年度に設立された鼓笛隊から、現在の金管バンド「川場キッズ」に至るまで、年代によって形態は変わってまいりましたが、数多くの児童が音楽活動に取り組み、音楽のすばらしさを楽しむとともに、多くの観衆が見守る中でプレッシャーに耐えながら部員の心を一つにして演奏し上げたときの達成感や喜びなどを味わってまいりました。特に、昭和58年の「あかぎ国体」、平成10年の「全国植樹祭」、平成22年の「全国育樹祭」、また、平成28年に友好の森で行われた「群馬県植樹祭」、そして、昨年10月の「川場村役場新庁舎落成式」、等々で披露した演奏やパフォーマンスは、多くの方々に感動を与え、各種行事に彩りを添えるとともに、「川場小学校といえばマーチング」と言われるほどに、質の高い内容となってきております。

特に、平成23年11月に全日本小学生バンドフェスティバルに初めて出場して以来、昨年度まで12年連続の出場を果たし、出場36校中、唯一の村立小学校として、金賞1回、銀賞6回、銅賞5回の成績を収めたことは、川場村の歴史に長く残る偉業であると思っております。ただ、平成29年度までは、部員数が40人を超えておりましたが、令和元年度以降は20人台に激減し、さらに、昨年度は17人、本年度は18人と減少してしまいました。加えて、今後も部員数が増えることが期待できないことや、指導する教職員にも大きな負担がかかっていることなどを勘案し、今年の7月に行われた「学校運営協議会」において校長から問題提起をし、協議をしていただきました。その結果、活動終了もやむなしとのご意見をいただいたため、9月になりその旨を音楽クラブの保護者会で校長から説明したところ、保護者の方々のご理解をいただき、「今年度をもって活動を終了する」ことについての同意をいただきました。その翌日にはその旨を音楽クラブの子供たちに伝えるとともに、11月6日に発行した小学校だより「七彩」により、全児童の家庭に周知したところであります。

各種行事等での演奏や全日本小学生バンドフェスティバル等での活躍は、川場村の名前を全国に知らしめる広告塔として大きな役割を果たしてくれていただけない、活動を終了することに対しては、惜別の念ひとしおであります。下された決断を真摯に受け止め、令和7年度からは、4年生以上で、月2回程度実施しているクラブ活動の時間に、希望者による活動することを考えているところでございます。ここで、改めて歴代の子供たちのたゆまない努力と、ご指導をしてくださった先生方や支えてくださった保護者・地域の皆様、そして長い間応援してくださった全ての方々に心から感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

以上、川場学園の開校に向けての、現在の状況等について申し述べましたが、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君）　　9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

川場学園の教育理念、本当に素晴らしいと思うんですけども、当事者意識を持って主体的に考え、判断し、行動するとあります。これが日々の現場でも努力して、そういう教育をしようという努力をされていることは伺いました。

ただ、例えば校則について考えていきたいと思います。

今までは、校則の運用は学校側というか、教育委員の立場がつくって、こういうふうにしていきましようということを、学校の教育目的を実現していく過程において、児童生徒が尊重しなければいけない学習上、生活上の規律として定められていたものがありました。それは、生徒側から見れば、一方的に決められた感は否めません。これを、これから開校する川場学園の教育理念に基づいて考えたときに、主体的に判断し行動するということを考えてみますと、例えば、次のようなプログラムを考えることはできませんでしょうか。

これは、ルールメーカー育成プロジェクトというものがあります。生徒が主体となって学校のルールや校則を考え、学校や保護者とともに見直していくプロジェクトです。このような進め方は川場学園の理念にも合っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 再質問にお答え申し上げます。

これまで、川場学園の教育理念をはじめとする、新しい学校に必要な最低限のものについてもろろの準備をしまいましたが、具体的な中身については、開校した後に子供や保護者、教職員、そして地域の方々がともに力を合わせて、まさに先ほどお話しをさせていただきました学校運営協議会等が原動力となって、一つ一つ新たな歴史をつくり変えていかなければならないと考えております。

特に、開校と同時に、川場学園の直接の運営は学校に委ねられますので、校長の強力なリーダーシップと全教職員の総力を挙げての取組が必要になってまいります。そのときに、子供を中心に据えた学校運営というものをまず第一に考えていただいて、例えば、やがては学校運営協議会に子供たちも参加できるようなふうになればいいということも希望としては持っておりますが、いずれにしましても、実際に開校してから、子供たち自身に考えさせて、自分たちのルールはこれでいいのかとか、とりあえず必要なものは用意を滞りなく、この来年の3月までに準備をさせていただきますが、その後は子供を中心に先生方そして保護者、地域の皆様と一緒に作り上げていただきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。本当に川学園の理念のように、子供たちと一緒に、

地域も、大人も主体的に考え、判断し、行動する人に、一緒に成長していこうということだと思えます。

続きまして、もう一つ、次を伺いたいと思います。

再度、音楽クラブについて伺いたいと思います。

説明もして、その中で、保護者も生徒も承諾したというようなお話だったのですが、漏れ聞く話ですと、なかなかそうでもないような声も聞こえてきます。もう一度、ちょっと音楽クラブについて伺いたいと思います。

9月に音楽クラブの保護者に配られた資料を今持っているのですが、音楽クラブを続けていくための厳しい現状として、先ほど教育長がおっしゃったように、担当の職員の負担が大き過ぎることと、それから小学校の児童数が減ってくることによって部員数も減っているというようなことが書かれています。これは、続けていけない理由ではありますが、逆に続けていこうと思うと、そのときには、これは可能性を表しているような気がします。

担当職員の負担が大きいというところであれば、地域移行あるいは学校の、コミュニティースクールですからそういう協力もできるんだと思います。地域移行ということも考えられると思います。

それから、小学生の児童数が減るということであれば、川場学園であれば小中がずっとつながっていますから、今で言えば小学校・中学校に分かれますが、小学校と中学校と、今まで分かれた生徒たちが一つの学校になるのですから、一つのクラブとして続けていくことも可能ではないかと思っています。

また、川場学園の教育課程に、非認知能力の育成というのがありましたね。あれを見ますと、自制心、忍耐力、回復力、意欲、楽観性、自信、コミュニケーション力、共感性、協調性、社交性というのがあるんです。これ、そのまま、今までやってきた子供たちが、マーチングをしていく中になくてはならない要素だったと思うんです。だから、非認知能力の教育のためにも、教育にも役立つのではないかと、私はちょっと考えたりもします。

単純なことではないとは思いますが、これらの可能性について、教育長はどのようにお考えになりますか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） お答え申し上げます。

これからの可能性というお話がございました。指導に当たる職員の負担というお話もさせていただきましたが、何よりも児童の数が減っているということが最大の理由になるかと思っています。それは、この後増える見込みがもてないというところで、これまで数々の栄光に輝いた、実績を残した、この時点で終了することが、逆にこの音楽クラブにとっては、このままずるずると続けて本当に10人、5人、4人ってなってしまうよりも、この段階で終了することがひとつ最良の判断ではないかと。決

断を下したのは小学校でございますが、この決断を私としては、教育委員会としては真摯に受け止めたいと思っております。

ご質問の地域移行につきましては、子供の数が少ないですので、子供の数がある程度確保できれば地域移行ということも考えられるかと思いますが、これはかなり難しいのではないかと考えております。では、川場の子だけではなく、利根沼田の子供たちも集めたらどうかということになりますと、そうしますと任意団体になりますので、教育委員会の管下から離れてしまうということもございます。

もう一つは、部活動と同じように、この1年から9年までの川場学園でありますので、続けるのはどうかということですが、現在の部活動編成状況だとか教員の指導体制等を考えると、かなり難しい面があるかと思えます。そういったことを総合的に判断して、音楽クラブについて、今年度をもって、いろいろな思いも保護者の方の中には、子供たちの中にはあるかと思えますが、ここで終了ということをやはり決断する、私どももその責任があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

様々な事情があつて難しい中での苦渋の判断だったのかということは察せられるんですけども、この音楽クラブ、この資料を見ると約28年間ぐらい続いてきているんだと思うんです。それで、それは川場村からの手厚い支援があつてこそで、もう周りの小学校のお母さんたちからは、川場小は一村一校でよかったよね、手厚い支援を受けてよかったよねと言われてきました。また、その子供たちを見守る地域の人たち、それから保護者の熱い応援があつてやってこられたと思います、28年、様々な輝かしい記録でもあります。そして、もちろん指導された先生たちのご努力があつてこそ、その中で子供たちは、音楽を通じて学び、すばらしい成長をしてきたんだと思います。

でも、28年も続いてきた活動でどんなことが起きているかというと、例えば、音楽クラブをやった後に、もう大人に成長して、大学生になって、アルバイトをしていたりします。そういう子たちが、例えばスキー場にバイトに行きます。そのときに、小学生の子を持っているお母さんと、パートに来ているお母さんと話すと、その大学生が誇らしく、川場小の音楽クラブはよかったと、本当に参加して、自分は本当にもう忘れられない時間だったから、ぜひ子供たち、そのお子さんにもぜひ勧めてくださいって言ったりするんだそうです。

それから今の子供たち、お話聞いて何も言わなかったかもしれないけれども、聞いてみますと、やはり1年生から音楽クラブの音を聞いて育って行って、4年生になって、ああ先輩みたいになりたいと憧れを持って入ります。そして制服が、大会のときに、洗濯屋に出していた制服が来ます。もう大分くたびれてきた制服なんですけれども、そこに先輩の名前が書いてあったりするとすごくうれ

いいんだそうです、先輩の姿を思い出して。そんなふうに川場小の子供たちは、入学式から音楽クラブの演奏を聞いて、冬休みや放課後でも自主的にしている先輩たちの姿を見て、その音を聞いて、憧れて4年生に入ります。最初は持つだけでも重たいと思っている楽器が、だんだん重さを感じなくなって、その頃には演奏する楽しさを知って、ますます一所懸命になります。そんな何人もの子供たちがつくってきた音がこの音で、28年間引き継いできたんだと思うんです。これは、音楽クラブで頑張ってきた子供たち、今は大人になった子供たちも含め、一人一人の誇りです。そんな子供たちが培ってきた誇りを置き去りにはしていけないと思うんです。今やめたほうが傷つかないというよりも、今憧れを持って入った4年生が、もうなくなっちゃうよって聞かれたときの思いってどうなのでしょう。

ぜひ、形はどうでもいいと思うんです。音楽クラブなのか、地域移行なのか、それが難しいのかもしれないですけども、子供たちが音楽を続けたいっていう思いだけは、どうぞそのままなんとか形にして続けていけるような可能性を見つけてほしいと思いますし、それが大人たちのやらなきゃならないことだと私は思います。子供たちの誇りを置き去りにはしないでください。教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） お答え申し上げます。

子供たちが、先ほど最初の答弁で述べさせていただいたものは活躍の場面だけでございましたが、それぞれの時代、この川場キッズとして活躍した子供たちもかなり大きく成長されていると思います。それぞれこの得るものが大変大きかったと、それは思っておりますし、そのことが誇りとして今生きる支えになっているという方もいらっしゃると思います。

ただ、これから新しい川場学園を始めるときに、たまたまこういう事態になってしまいましたが、今度新しいブロックで1年から4年、5、6、7年、1年から4年を前期で、5、6、7年を中期、そして8、9年を後期と、前期、中期、後期というふうに分けます。そうしたときに、4年生がリーダーになるんです。7年生がリーダーになります。8年生がリーダーになります。これまでは音楽クラブだったために、20分休みが使えなかった。そこで本来は友達づくりをすべきだったのに、それができなかったという子も実はかなり見ております。ですから、その思いは、決して軽んずる云々ではなく、その思いを川場学園につなげていって、川場学園の発展のためのエネルギーにさせていただけたらと思っております。

なお、ちょっと長くなって恐縮ですが、先ほど11月に児童生徒向けの説明会を開催したいと申し上げましたが、説明後に子供たちが次のような感想を寄せております。これは川場小学校だより、七彩第10号に掲載しておりますので、後でお読みいただけたらと思いますが、こんなことを言っております。

4年生として、前期ブロックの一番上になるから、1、2、3年生のお手本になるように頑張る。けんかせず、じっくりぐんぐん、にこにこして、お兄さん、お姉さんに分からないことを教えてもらったり、遊んでもらったりして頑張りたいです。中期ブロックの一員として、今までやってきたことを生かしてきたい。川場村を活気づけるような学校にしていきたい。

これを読んで、とても心強く思いました。みんなが不安になっている中で、子供たちも子供たちなりに心配や不安を抱えながらも、新しい学校に対して希望を持って進んでいる。これをぜひ温かく見守りながら、私どももしっかりそれを支えていかなければならないという思いを新たにすることでございます。まさにこれが、私たちが目指す非認知能力の基礎になるんじゃないかと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

以上で質問を終わりたいと思います。大変丁寧なご回答をいただきまして感謝します。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、9番黒田議員の質問は終わりました。

ここで一般質問を終わります。

これから暫時休憩いたします。10時50分までといたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

◎日程第6 議案第50号 川場村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第50号 川場村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま、議題となっております議案第50号 川場村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、

規定の整備を行うため、関連する条例の一部を改正するため、提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号 川場村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第51号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま、議題となっております議案第51号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、関連する条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第52号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま、議題となっております、議案第52号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、川場牧場の敷地の一部に、太陽光発電施設を設置するに当たり、村営川場牧場の設置及び管理に関する条例の廃止を提案するものであります。

平成23年に発生いたしました福島第一原子力発電所の事故の影響により運営を停止しております牧場用地の今後の利用につきまして検討を重ねてまいりましたところ、総面積約46ヘクタールの一部、約6ヘクタールにつきまして、民間企業による太陽光発電施設の用地として活用する方針となりました。

計画の内容につきましては、さきの6月全員協議会にてご説明申し上げましたところでございますが、条例の利用目的が変更となるため、今般、当該条例を廃止いたしたくご提案させていただくものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号 訴えの提起について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第53号 訴えの提起についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第54号 訴えの提起について、提案説明を申し上げます。

本件は、川場村を原告とし、村道姥堂休石線の土地の一部について、被告人である所有者不明土地管理人である弁護士に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件の土地についてであります。登記上の所有者につきましては、住所不明であり、また相続関係につきましても不明な状態でありまして、令和5年9月14日付で前橋中央裁判所沼田支部により所有者不明土地管理命令の決定が下されております。

一方で、当該土地の位置づけ及び管理等につきましては、村において昭和61年に村議会の議決を経た上で道路認定を行っておりますが、それ以前から事実上生活道路として村民が利用してきた経緯がございます。

また、武尊大橋開通までは、子供たちの通学道路でもあったこともあり、冬季の除雪作業や崩落防止用のコンクリート擁壁の設置、道路脇の除草等の管理を行ってまいりました。通学路ではなくなった現在におきましても、農作業のための車両の通行や民間のための生活道路でもあるため、引き続き村が管理を行っております。

その間も登記上の所有者の所在が不明であるため、土地取得の交渉ができないままであります。

以上の経緯から、本件土地につきまして時効取得による所有権移転登記手続を求める訴えを提起するものであります。

議員皆様におかれましては、何とぞ本案件の趣旨をご理解いただき、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号 財産の取得の追認について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第54号 財産の取得の追認についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第54号 財産の取得の追認について、提案説明を申し上げます。

本件の対象となります財産の取得につきましては、情報セキュリティ対策の向上と共用による接触機会を軽減することで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的に、情報セキュリティ対策機器購入の契約を令和3年10月1日付で株式会社ジーシーシーと物品売買契約を締結いたしました。

契約額は2,530万円でありまして、本来でありますと、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に該当しておりましたが、誠に遺憾ながら失念をしており、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものであります。

事後による議案上程となりますことは、大変遺憾なことでありますが、本契約を遡って有効としていただきたく、追認という形で改めて議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

本法令に基づく行政を推進する立場にありながら、こうした事態を招いてしまったことは、誠に申し訳なく深くおわびを申し上げますとともに、今後こうしたことが二度と繰り返されることがないよう再発防止に万全を期してまいる所存でございますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号 財産の取得の追認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第55号 工事請負契約の変更について（令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第55号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和5年度川場村立川場学園校舎増築工事として令和5年11月30日に株式会社関工務所と6億9,080万円で請負契約を締結いたしましたが、主に高圧受変電設備の見直しに伴い、請負契約を変更したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 今回の変更についてお伺いいたします。

この後審議される補正予算に予算化がされていないように思うんですけども、これだけの金額の変更でありますけれども、それについての財源の充て方はどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） お答えいたします。

補正予算において、予算額の変更は見込んでおりません。

理由といたしましては、当初見込んでおりました工事費でございますけれども、請負比率等ございまして、今現在のところ変更をせずに、金額を変更せずに施工できる範囲内となっております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 当初の見積りが甘かったということなのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） こちらにつきましては、工事金額は、実際に入札をしたところ、請負比率の減と言うのでしょうか、実際の入札額が設計金額よりもかなり低額であったということになります。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 令和5年度の事業ですよ。ちょっといいですか。ですよ。普通だったらもう決算が済んでいるのですけれども、その分は減額をして、本来変更があった分については今年度でそれを計上するというのが私は筋っていうか、会計上のやり方だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。

この減額になった工事につきましては、今年度発注いたしました太陽光発電の工事ということになっております。そのため、当初見込んでおりました金額よりも太陽光発電の工事が低額で受注されましたので、予算額、予算については同じところでとっておりましたので、変更せずに進んでおるところでございます。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 現在も建設中の話で、繰越しだと思うんですけれども、どうも今の説明だけでは納得いかないところもあるんですが、いずれにしても差益が出て、それで賄えるということだと思いますので、一旦はこの質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。4番細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○４番（細谷市衛君） 今回の増額、変更により増額になるわけなんです、全員協議会のときに、どこのところで幾らという説明を受けました。ただ、この説明だけじゃなくて、変更場所を、こういうところが増えるんだっていう何かその書類をつけていただくと分かりやすいような感じがするんですが、その辺も、今後に変更が生じた場合には変更箇所を、場所をつけていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第５５号 工事請負契約の変更について（令和５年度川場村立川場学園校舎増築工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第５６号 工事請負契約の変更について（令和５年度小学校既存校舎改修工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第１２、議案第５６号 工事請負契約の変更について（令和５年度小学校既存校舎改修工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第５６号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和５年度小学校既存校舎改修工事として、令和５年１１月３０日に萬屋建設株式会社と３億７，４００万円で請負契約を締結いたしました、主に内装工事において設置材料の見直しに伴い請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするため提案するものでございます。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号 工事請負契約の変更について（令和5年度小学校既存校舎改修工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第57号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第57号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億830万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億3,292万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税1億8,670万2,000円、寄附金2,000万円、諸収入550万6,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金304万5,000円、県支出金85万5,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

第2款総務費は、3,680万6,000円を追加計上いたしました。庁舎電気料220万円、基金積立金2,000万円、ふるさと納税関連経費950万円、印刷製本費104万4,000円、パスポート申請運用機器購入費104万5,000円等であります。

第3款民生費は、641万9,000円を追加計上いたしました。障害者自立支援福祉サービス給付費500万円等であります。

第4款衛生費は、252万6,000円を追加計上いたしました。令和5年度事業費の確定による補助金等の返還金218万6,000円、再生可能エネルギーコンサルタント業務委託料33万円等であります。

第6款農林水産業費は、746万6,000円を追加計上いたしました。農業委員会特別旅費26万円、小規模農村整備事業工事請負費1,081万3,000円等を追加し、竹林整備事業委託料400万円を減額計上するものであります。

第7款商工費は、32万1,000円を追加計上いたしました。川場村体育館更衣室、スポーツ公園クラブハウスの修繕費用21万1,000円等であります。

第8款土木費は、80万円を追加計上いたしました。除雪消耗品70万円等であります。

第10款教育費は、2,001万8,000円を追加計上いたしました。引っ越しに係る委託料及び自動車借上料121万9,000円、川場学園児童・生徒、教職員用机・椅子購入費1,312万5,000円、武道館修繕工事請負費180万円等であります。

第12款公債費は、1億3,380万6,000円を追加計上いたしました。繰上償還による元金償還金1億3,340万2,000円、償還補償費48万3,000円であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） それでは、令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）の細部説明をいたします。

令和6年度川場村一般会計補正予算では、歳入歳出それぞれ2億830万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,292万1,000円とするものでございます。

議案第57号の補正予算書の4ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

補正前の合計額が38億2,461万3,000円に対しまして、右隣の補正額の欄でございしますが、各款の補正額は御覧のとおりとなります。補正額合計が2億830万8,000円となり、歳入の合計を40億3,292万1,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

歳出になります。

補正前の額の合計額が38億2,461万3,000円に対しまして、右隣の補正額の欄になりますが、各款の補正額は御覧のとおりでございまして、補正額の合計は2億830万8,000円となります。

補正予算額の財源の内訳でございしますが、国県支出金、合計で390万円を減額計上いたしました。その他の2,000万円でございますが、こちらはふるさと納税の寄附金を上積みで見込んだもので

ございます。一番右の欄の一般財源につきましては、1億9,220万8,000円となります。

6ページを御覧ください。

歳入の詳細説明となります。

10款1項1目地方交付税ですが、1億8,670万2,000円を追加で計上いたしました。

14款1項1目民生費国庫負担金、2節の障害者自立支援給付金等負担金250万円でございますが、これは歳出にも出てくるんですが、障害者の自立支援福祉サービス給付金のうち、国が2分の1負担いたしますので、その2分の1の分を計上いたしております。なお、県負担金として4分の1が負担になりますので、県負担金として計上させてもらっております。

その下の、14款2項6目教育費国庫補助金になります。学校施設環境改善交付金574万4,000円を減額しております。これは太陽光発電設備工事の工事費が減となったことから、交付金につきましても減額となるということで計上させていただいております。

続きまして、7ページになります。

15款2項4目1節の農業費補助金、小規模農村整備事業補助金408万2,000円でございます。小規模農村整備事業につきましては、今年度4か所の工事を予定しております。そのうち1か所はまだこれからの着手なんですが、4か所の工事の補助額を精算といいますか、集計して、増額になるために408万2,000円を追加計上しております。

2節の林業費補助金でございます。マイナス646万円減額計上しております。こちら緑の県民基金、市町村提案型事業の補助金でございますが、当初で計上されております事業費及びそれに対する補助金、これは当初で予算要求して見込んだ後に県からの交付決定が出まして、県からの交付決定は県の予算の中で配分になりますので、川場村が見込んだ金額よりもちょっと少なめで配分されたということで、事業費等補助金額が減額になっているということでございます。

その下の、15款3項1目の総務費県委託金で、県の事務処理委託金でございますが、これは旅券の電子申請、申請事務の電子化に伴いまして機器を購入するに当たり、県からの委託金が27万5,000円交付になるということで、額が決定になりましたので計上させていただいております。

それから、次のページの8ページを御覧ください。

17款1項2目総務費寄附金でございます。これは、ふるさと納税の寄附金2,000万円を上積みで見込ませていただいて、計上させていただいております。

その下の20款4項4目過年度収入でございますが、550万6,000円計上させていただいております。こちらは子供のための教育保育給付費交付事業なんですが、これの令和5年度の実績に基づいて、過年度収入ということで交付されていますので、そちらを計上させていただいております。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出になります。

2款1項3目の財産管理費の10節で光熱水費の電気料でございますが、220万円を計上させて

いただいております。当初予算で990万円を見込んで計上させていただいておりましたが、年度末までの状況を見据え、やはり電気料が少し不足するということで、220万円を補正予算で計上させていただきます。

同じく財産管理費の24節積立金でございますが、こちら、ふるさと納税を基金として積み立てるために2,000万円を計上させていただいております。

なお、その下の4目の企画費の中で、需用費でふるさと納税特典経費、あるいは次のページで委託料のふるさと納税事務一括代行、それから13節でふるさと納税ポータルサイト等のシステム使用料等を計上させていただいておりますが、こちらは寄附金の増額計上に合わせて、返礼品の経費だとか事務手数料の経費等を計上させていただいているものでございます。

続きまして、同じ10ページになりますが、2款2項2目になります。印刷製本費、申告書等印刷費104万4,000円となります。こちらは事務の標準化によりましていろいろな申告書様式、それから封筒等、全国統一の様式になるために、川場村でも基準を合わせるため予算計上させていただいて、用紙等を印刷するものでございます。

続きまして、11ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の17節備品購入費のパスポート申請運用機器104万5,000円でございます。こちら、先ほど県の支出金の件で出ましたけれども、パスポートの申請について、県内電子申請で統一するというので、その機器を購入するために計上させていただくものでございます。

パスポート申請の運用機器と同じページになりますが、その下の3款1項5目身体障害者福祉費でございます。障害者自立支援福祉サービス給付費500万円でございますが、こちらは今年度、障害者の方が作業所1名、施設のほうで1名、新たに入所するというので、給付費の増額を計上させていただいております。

続きまして、13ページを御覧ください。

4款1項3目で、再生エネルギーコンサルタント業務委託料ということで33万円計上させていただいております。こちらは年度の途中になるんですが、脱炭素先行地域の、これすぐすぐではないんですけれども、将来的に指定を見据えた上でコンサルタントをお願いするというので、残り1年間分ではないんですが、残った月の部分を、コンサルト料金ということで計上させていただくものでございます。

それから、同じ4款1項11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ということで、国県支出金返還金160万円計上させていただいております。これにつきましては、令和5年度の実績によりまして、実績に応じた清算をさせていただいております。それに基づいて国県への支出金を返還するものでございます。なお、上の母子保健費でも返還金等ございますが、国県支出金の返還等につきましては、昨年度実績の精算によるものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

6款1項8目土地改良総合整備事業費の小規模農村整備事業工事請負費でございます。今年度の小規模農村整備事業4か所のうちの残りの1件、こちら門前の西溝又の用水路の改修になりますが、1,081万3,000円を計上させていただいております。

それから、6款2項2目林業振興費になります。竹林整備事業等委託料マイナス400万円計上させていただいております。歳入でもご説明いたしましたが、こちらは事業料が減額にならざるを得ないということで、400万円を減額で計上させていただいております。

続きまして、15ページを御覧ください。

8款2項1目道路維持費で消耗品、除雪消耗品で70万円計上させていただいております。これは例年、村道につきましても県のほうにお願いして塩カルを散布していただいているのですが、これにつきましては令和5年度の県の塩カルの使用分を今年度お支払いするというので、消耗品費として70万円を計上させていただいております。

続きまして、16ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費になります。10節需用費、川場学園開校記念品80万2,000円になります。この事務局費の中では、川場学園の開校に向けての各種費用を計上させていただいているのですが、川場学園の開校記念品につきましては、子供たちの運動着のTシャツにつきましては、記念品として配付するために80万2,000円を計上させていただいております。

次の17ページになりますが、同じく10款1項2目の事務局費の12委託料になります。物品移設委託料111万3,000円ですが、こちらは学校の引っ越しの作業と一般的な引っ越しの作業、それからピアノの移設に費用がかかりますので、それも合わせてこの中で計上させていただいております。

それから、その下に行きまして、17節の備品購入費になります。1,312万5,000円になります。こちらは施設備品として、川場学園の児童生徒及び教職員の机・椅子等を購入するための費用を計上させていただいております。

続きまして、18ページを御覧ください。

10款6項1目保健体育総務費14節の工事請負費でございます。維持補修工事、川場村武道館修繕工事180万円でございます。これは、武道館を川場学園開校以降、部活動の部室に改修するために、その改修費用として計上させていただいております。

それから、19ページになります。

12款1項1目、これは元金になりますが、地方債の元金償還金1億3,340万3,000円となります。こちらは今後の財政運営を見据えまして、現在の財政状況も鑑みながら、早期に償還できる公債費については先に償還していくため、予算計上させていただいております。

その下の繰上償還補償金48万3,000円となりますが、こちらは償還に伴って、繰上げに伴っ

て補償金という形で支払いが発生するものでございます。通常でいうと償還の利子に代わるものかと思いますが、補償金として厳密な数字は出ていないんですけれども、償還の利子よりは低額になるだろうと言われておりまして、ここでは利子相当分を計上させていただいております。

詳細説明につきましては、以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 歳出14ページの8目土地改良総合整備事業の工事請負費について質問をさせていただきます。

1,081万3,000円ということで、今年度予定している4か所のうち1か所ということですが、補正予算で、ここで計上するということはどういうことでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 当初予算で見込んでいたよりも変更等、あと当初の設計につきまして増額が生じまして、当初予算で発注できる3本につきましては発注しているのですが、その全体的な費用の見直しと残された12月補正の額を合わせて、一連の小規模農村整備事業として成り立ちますので、その不足額ということで今回計上させていただいたのと、あと含めて、歳入につきましても補助金の確定額を計上させていただきました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） この予算書だけ見ると、補助金が408万2,000円ということで、追加で入ってくるということですので、県のほうから追加枠か何かあったのかというような感じを受けますが、どうなのでしょう。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） この小規模農村整備事業につきまして、この当初予算書、要望を予算要求する時点で、概算で事業費を見込んで計上させていただきますけれども、その時点で設計のほうを頼んでいた土地改良連合会のほうで見込んだ事業費を基に当初予算を要求させてもらっておりまして当初予算を決定しているのですけれども、その後の土地改良連合会がさらに事業着手、事前にするに当たって、概算事業費を出すに当たって再計算したところ、部材の高騰だとか人件費の高騰だとか

ということで、かなり事業費が増額したもので設計を組んできたということで、当初見込んだ予算額で、最初の3件っていうんですか、事前に、今着手しているものは予算内で着手できているのですけれども、今年度予定する事業全てができないものですから、残りの1件やるのに不足する分を補正で予算計上させていただいているということです。

県からの交付決定が後から、当初の予算よりも後から交付決定が出ていますので、事業費に合わせて歳入分のこの補助金も増額になっているということでございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 県の補助金408万2,000円は最初から確保できていたと、予算は確保できていなくても、県のほうの予算では確保できていたということよろしいんですか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 一応、県のほうからそういうふうには伺っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、16ページの10款1項2目の補正の財源内訳のところ、これを説明していただいたんですけども、私が聞き漏らしたのかと思うので再度伺いたいですけれども、574万4,000円、これはどういう補助金、国県の支出金がこれだけ減額されたのか伺いたいと思います。

それから、続けてよろしいですか。

17ページ、10款1項2目17備品購入費でございます。総額で1,312万5,000円を計上されておりますが、これが議決されて執行契約となるんですけれども、先ほども失念されておられたということで、契約を議決されないという案件がございました。これは、この後、契約が済み次第、直ちに臨時議会等で提案されるのかどうかの確認をさせていただきたい。

もう一点は、事務局費で購入する備品購入ですけれども、備品台帳というのは、事務局でこれを備えるのかどうか。こんなこと言うと申し訳ないんですけれども、私も公立文教施設やったんですけれども、建設費は新たな費目をつくって、そこで一括して建設費は計上してやってきたんです。だから、事務局費の中に全部こう入れてやっていくのは初めてだったので、その辺についてお伺いします。

それから、最後になります。

19ページの公債費でございます。繰上げて償還するということなんですけれども、この公債費は、内容について、どの借入れを、村債を返還するのか。その内容についてお伺いしたいと思います。

以上の3点、よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 初めに16ページ、国県支出金の574万4,000円の減額でございますけれども、こちらが学校施設環境改善交付金ということになりまして、太陽光発電施設の設置で、当初見込んでおりました事業費から発注したときに減額になりましたので、その減額分の返還、減額分が少なく交付されるということになります。

それから、17ページの備品購入費でございます。こちらにつきましては、業者決定して契約、そのときに臨時議会等をお願いしたいと考えております。

それから、予算の費目で、備品購入費ということで、事務局費で取っているのですが、実際には新しくできた川場学園の備品として備付けたい考えでおります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） 19ページの起債の償還につきまして回答させていただきます。

この繰上償還する起債には、例えば防災行政無線の整備、平成27年に行った工事なのですが、それが約2億円だったり、それから平成25年に行いました村道谷地生品線の改良工事1億9,000万円だったり、そういった幾つかの、全部で14件の起債案件になるんですが、こちらを繰上償還させていただくように計上させていただきました。今後の財政運営を見据えまして支障が出ないように、また今現在の財政状況も見据えながら金額を出さなきゃいけませんので、そういったことも鑑みながら、利子の、利率の高いものとかそういった要件も考慮しながら返還する起債を見繕って、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ありがとうございます。

備品購入の関係で、備品の台帳、教育長、備品台帳みたいなのがきちんとあるんですけれども、それと備品は、今回特に一つの学校にまとまるわけですから、紛失ではないけれども、棄損したもの等いろいろ整理ありますので、そこはきちんと整理していただくようにお願いしたいと思います。

あと、公債費でございますけれども、確かに公債費比率が上がるのを懸念して繰上償還するというのはいいんだと思うんです。これ、やはりそれをするには財政的に相当余裕がなければならぬので、令和6年度の決算において、例えば余剰金が出たときに、今まででしたら基金の積立等もしたわけですが、それができなくなるようなことのないように健全な財政運営をお願いして、質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） 次に、4番細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 18ページで、10款1目14節の修繕工事なんです、川場武道館の修繕工事料、この辺がちょっと聞き取れなかったんで、もう一度説明のほうをお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 10の6の14工事請負費でございますが、川場村武道館の修繕工事180万円でございます。

こちらの内容につきましては、ゲートボール場の奥にステージ用になっているところがございます。こちらを剣道部の部室に改修させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 4番細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。5号角田議員。

〔5番 角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君） まず、11ページの3款の3目老人福祉費、この中の需用費で、修繕費で、デイサービスセンター修繕費25万円とありますが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点、17ページです。10款1項17節の備品購入、この中に施設備品で川場学園児童・生徒用机・椅子とありますが、児童が何人、生徒用が何人、それで938万5,000円か。それとも、この児童生徒は全て対象として支給されるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） 3款民生費の3目の老人福祉費の中の修繕費でございますけれども、これはデイサービスセンターの一番大本にあります電源を受電するキュービクルが壊れまして、今仮設でケーブルを引いておるんですが、その部分の修繕費となります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 備品購入費の内訳でございます。

川場学園児童・生徒用机・椅子、こちら全校生徒分を計上いたしました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5 番角田議員。

〔5 番 角田文雄君発言〕

○5 番（角田文雄君） そうしますと、今使っている机・椅子、この処分についてはどのようになされるのか、対応をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 今考えておりますのは、廃棄処分を考えておりまして、見積額の中に廃棄処分の金額も含まれております。

ただ、まだ使えそうな新しいもの等もございますので、数については精査したいと考えております。

○議長（小菅秋雄君） 5 番角田議員。

〔5 番 角田文雄君発言〕

○5 番（角田文雄君） 分かりました。使えるものはなるべく使ってもらって、不要なものは廃棄ということで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。津久井議員。

〔7 番 津久井俊雄君発言〕

○7 番（津久井俊雄君） 9 ページの歳入、17 款の1の2目ふるさと寄附金2,000 万円、補正額を計上してございます。そして、支出では9 ページ、歳出の9 ページ、一番下の企画費、需用費で600 万円。それから、10 ページの委託料、ふるさと納税事務一括代行250 万円、それから、次の13 節の使用料及び賃借料のところで、その他使用料ふるさと納税ポータルサイト等100 万円計上して、歳出では950 万円してございますが、2,000 万円のうち950 万円、ほかにどこの歳出で支出される予定であるか、計上されているか教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えいたします。

ふるさと納税の仕組みなんですが、納税をしていただきまして、納税していただいた金額の5 割が歳出の基準になっております。5 割の内訳は、3 割が返礼品、その他2 割が事務等々、ここに書いてあるような一括代行の経費ですとかシステム使用料、そういったものを合わせますと、全てで5 割を歳出に見込むということになりますので、これ以上の経費は、歳出には見込んでおりません。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

〔7 番 津久井俊雄君発言〕

○7 番（津久井俊雄君） 丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

理解できましたので、終了したいと思います。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月5日から12月9日まで休会とし、12月10日は議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、12月5日から12月9日まで休会とし、12月10日は午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分散会